

平成十二年十月二日提出  
質問第六号

国家行政組織法第十条に基づく「了承」に関する質問主意書

提出者 金田 誠 一

## 国家行政組織法第十条に基づく「了承」に関する質問主意書

「衆議院議員金田誠一君提出日米防衛協力のための指針のテキストに関する質問に対する答弁書」（平成十二年八月二十五日答弁）において「外務大臣及び防衛庁長官は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第十条に基づく外務省及び防衛庁の事務を統括する権限により、指針の英文テキスト及び和文テキストを了承した」との答弁に関し以下質問する。

一 各大臣が同条に基づいて「事務を統括する権限により」なされた「了承」は口頭であつても有効なのか。

二 各大臣が同条に基づいて「事務を統括する権限により」なされる「了承」のうち、日常的に口頭で行われている主なものについて明らかにされたい。

三 防衛庁において長官によるこの「了承」と、「承認」（防衛庁設置法第十六条）及び「許可」（防衛庁における文書の形式に関する訓令第十五条）との違いについて明らかにされたい。

右質問する。